

## 貨物自動車運送事業法

### 1. 案内情報

- ① 手続名：  
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出
- ② 手続根拠：  
貨物自動車運送事業法第9条第3項
- ③ 手続対象者：  
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更をしようとする者
  - a) 事業計画の変更
    - ア) 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更
    - イ) 各営業所に配置する運行車の数の変更
  - b) 軽微な事項に関する事業計画の変更
    - ア) 主たる事務所の名称及び位置の変更
    - イ) 営業所又は荷扱所の名称の変更
    - ウ) 営業所又は荷扱所の位置の変更（貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。）
    - エ) 貨物自動車利用運送に係る業務の範囲又は保管施設の概要若しくは利用事業者の概要の変更
- ④ 提出時期：
  - a) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更を行う前
  - b) 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更があったとき
- ⑤ 提出方法：
  - a) 事業計画変更事前届出書及び必要書類を添付して、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して地方運輸局長へ提出して下さい。
  - b) 事業計画変更事後届出書及び必要書類を添付して、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して地方運輸局長へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料：  
なし
- ⑦ 添付書類・部数：
  - a) 貨物自動車運送事業法施行規則第6条第2項
  - b) 貨物自動車運送事業法施行規則第7条第2項
- ⑧ 届出書様式：
  - a) 貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項
  - b) 貨物自動車運送事業法施行規則第7条第2項
- ⑨ 記載要領・記載例：  
提出先となる地方運輸局貨物課又は運輸支局輸送部門にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先：

国土交通省自動車交通局貨物課	03-5253-8111	(内線41333)
北海道運輸局貨物課	011-290-2743	
東北運輸局貨物課	022-299-8851	(内線382)
北陸信越運輸局貨物課	025-244-7579	
関東運輸局貨物課	045-211-7248	
中部運輸局貨物課	052-952-8037	
近畿運輸局貨物課	06-6949-6447	
中国運輸局貨物課	082-228-3438	
四国運輸局貨物課	087-835-6365	
九州運輸局貨物課	092-472-2528	
沖縄総合事務局陸上交通課	098-866-0061	
- ② 受付時間：  
提出先等にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：  
提出先又は当該事案を管轄する運輸支局輸送部門